

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 鶴田町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.5%
全職員	62.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	100.6%
本庁係長相当職	41.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.1%
31～35年	97.2%
26～30年	96.1%
21～25年	95.7%
16～20年	108.2%
11～15年	101.3%
6～10年	97.1%
1～5年	102.3%

【説明欄】

- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員には、特定の時期に一時的に任用される会計年度任用職員は含まれていない。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、短時間勤務の職員については、常勤職員の所定労働時間（1週間当たり38.75時間）を基に人数の換算を行った。
(例) 1週間当たりの勤務時間が31時間の短時間勤務職員 → $31 / 38.75 = 0.8$ 人
- ・ 女性職員全体に占めるパートタイム会計年度任用職員の割合（60.4%）が、男性職員全体に占めるパートタイム会計年度任用職員の割合（7.3%）と比較して大きく、短時間勤務職員の割合が女性職員の方が大きいことから、全職員及び任期の定めのない常勤職員以外の職員の給与に男女の差異が生じている。
- ・ 2（1）役職段階別 「本庁部局長・次長相当職」は該当する職がないため、記載なし。また、「本庁課長相当職」は女性の該当者がいないため、記載なし。
- ・ 2（1）役職段階別 「本庁係長相当職」について、男性職員の方が扶養手当や住居手当等の各種手当の平均支給額が高いことから、男女の差異が生じていると考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。